

熊本県ホワイト物流推進環境整備補助金交付要綱

公益社団法人熊本県トラック協会会長

(通則)

第1条 熊本県ホワイト物流推進環境整備補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号。以下、「規則」という。）、熊本県商工労働補助金等交付要項、熊本県ホワイト物流推進環境整備補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 物流の停滞が懸念される2024年問題が目前に迫る中、運送事業者と連携して物流の効率化に取り組む荷主事業者を支援することにより、県民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、交付要領第2条第2項及び同別表に規定する者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織又は団体
 - (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
 - (6) 熊本県税に未納がある者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと公益社団法人熊本県トラック協会会長（以下、「会長」という。）が認める者
- 2 交付要領の別表中「国の「ホワイト物流」推進運動に参画し、物流の効率化に向けて運送事業者と連携して取り組んでいる」とあるのは、「ホワイト物流」推進運動における自主行動宣言において、別表1に掲げる項目を宣言し、その宣言の内容に取り組んでいる場合をいうものとする。
- 3 会長は、第1項第5号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長宛て照会することができる。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、交付決定の日から会長が別に定める日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、別記第1号様式による交付申請書に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第3号様式）
- (3) 熊本県税に未納の税額がないことが証明された納税証明書
- (4) 「ホワイト物流」推進運動における自主行動宣言書の写し
- (5) 「ホワイト物流」推進運動事務局への参加登録を証する書面の写し
- (6) 見積書の写し
- (7) 直近の決算期における決算書類の写し（法人が申請する場合）
- (8) 直近の確定申告書の写し（個人事業主が申請する場合）
- (9) 本人確認書類（運転免許証の写し、個人番号カードの写し又は写真付きの住民基本台帳カードの写し等）（個人事業主が申請する場合）
- (10) その他会長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書及び添付書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、別記第4号様式により通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容を変更する場合（軽微なものを除く。）は、別記第5号様式による変更承認申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更に係るものとする。
- 3 会長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から15日を経過した日又は会長が別に定める日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用を支払ったことが分かる書類（領収書又は振込依頼書の写し等）
 - (2) 補助事業の実施内容が分かる書類（導入した機械・器具等の写真等）
 - (3) その他会長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容であるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第9号様式による請求書を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 会長は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、誓約書(別記第3号様式)の記載事項に違反した場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。

4 会長は、第2項の規定により補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という。)のうち、規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜き単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を準用する。

2 補助事業者は、取得財産等を前項の規定により定められた期間内において、会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(証拠書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を事業年度終了後5年間、保管しなければならない。

(雑 則)

第16条 この要項及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)1月24日から適用する。

別表1 (第3条第2項関係)

分類番号	取組項目	取組内容
A ①	物流の改善提案と協力	取引先や連携する物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、付帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する取引先や連携する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。

別表2 (第4条関係)

補助対象経費 (リース契約によるものを除く)	補助率	補助 上限額
トラック輸送に使用する統一規格のパレット*等の製品や備品の導入に要する経費 ※平面サイズ1,100mm×1,100mmに限る	3/4以内	1事業者 当たり 100万円
手荷役作業の軽減に資するフォークリフト、ハンドリフト、カゴ台車等の機器の導入に要する経費		
荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付等のシステムの導入に要する経費		
その他会長が必要と認める経費		

※ 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) リース契約に基づく費用
- (2) 不動産の取得に係る費用
- (3) 保証料、保険料、手数料、租税公課
- (4) その他会長が不相当と認めるもの